4－メチル－3－スルホナトフェニル）－*N*－（6－スルホナトベンゾチアゾール－2－イル）アミノ］－4－メチルピリジン－3－イル｝ジアゼニル）－1*H*－ピラゾール－1－イル］ベンゾチアゾール－4－スルホナート及びテトラリチウム＝2－［3－*tert*－ブチル－4－シアノ－5－（{[(2*R**，6*R**）及び（2*R**，6*S**）]－2－（2，6－ジエチル－4－メチル－3－スルホナトアニリノ）－6－［*N*－（2，6－ジエチル－4－メチル－3－スルホナトフェニル）－*N*－（6－スルホナトベンゾチアゾール－2－イル）アミノ］－4－メチルピリジン－3－イル｝ジアゼニル）－1*H*－ピラゾール－1－イル］ベンゾチアゾール－6－スルホナートの混合物

279　α－ヒドロ－ω－（ヒドロキシフェニル）ポリ｛ヒドロキシフェニレン－*alt*－［フェニルメチレン；メチレン（ビフェニル－4，4′－ジイル）メチレン］｝を主成分とする、ベンズアルデヒド、4，4′－ビス（クロロメチル）ビフェニル及びフェノールの反応生成物　(7)－2960

280　ビフェニル－2－イル＝ジフェニル＝ホスファートを主成分（50%以上）とする、ビフェニル－2－イル＝ジフェニル＝ホスファート、ビス（ビフェニル－2－イル）＝フェニル＝ホスファート、トリフェニル＝ホスファート及びトリス（ビフェニル－2－イル）＝ホスファートの混合物　(4)－1943

281　アクリル酸・メチル＝メタクリラート・トリイソプロピルシリル＝アクリラート共重合物、水素添加ロジン及び銅塩（有機酸又は無機酸）の反応生成物　(6)－2809

282　α，α′－（9*H*－フルオレン－9，9－ジイルジ－4，1－フェニレン）ビス［ω－（アクリロイルオキシ）ポリ（オキシエチレン）］　(7)－2964

283　2，4－ジクロロ－1，3－ジニトロ－5－（トリフルオロメチル）ベンゼンを主成分（95%以上）とする、2，4－ジクロロ－1，3－ジニトロ－5－（トリフルオロメチル）ベンゼンと2，3，4－トリクロロ－1－ニトロ－5－トリフルオロメチルベンゼンの混合物　(3)－4602

284　2－エトキシ－2，4，4，6，6－ペンタフルオロ－1，3，5，2λ^5，4λ^5，6λ^5－トリアザトリホスフィニン　(5)－6916

285　2，2，4，4，6－ペンタフルオロ－6－フェノキシ－1，3，5，2λ^5，4λ^5，6λ^5－トリアザトリホスフィニン　(5)－6917

286　2，3，5，6－テトラクロロテレフタロニトリル　(3)－4603

287　グリオキサール・フェノール重縮合物　(7)－2961

288　1，1，2，2－テトラフルオロ－3－（1，1，2，2－テトラフルオロエトキシ）プロパン　(2)－4074

289　α－ヒドロ－ω－メタクリロイルオキシ｛ポリ（オキシエチレン）－*block*－ポリ［オキシ（メチルエチレン）］－*block*－ポリ（オキシエチレン）｝・α－メタクリロイル－ω－（メタクリロイルオキシ）｛ポリ（オキシエチレン）－*block*－ポリ［オキシ（メチルエチレン）］－*block*－ポリ（オキシエチレン）｝・3，3，4，4，5，5，6，6，7，7，8，8，8－トリデカフルオロオクタン－1－イル＝アクリラート共重合物（架橋構造）　(6)－2810

290　2－アリルフェノール・ホルムアルデヒド重縮合物　(7)－2962

291　アクリル酸、2－エチル－2－（ヒドロキシメチル）プロパン－1，3－ジオール、3a，4，7，7a－テトラヒドロ－2－ベンゾフラン－1，3－ジオン及び1，3，5－トリス（2－ヒドロキシエチル）－1，3，5－トリアジナン－2，4，6－トリオンの反応生成物　(5)－6918

292　1－［(2－ヒドロキシエチル）スルファニル］－3－（オクタン－1－イルオキシ）プロパン－2－オールを主成分（95%以上）とする、3－クロロ－2－（オクタン－1－イルオキシ）プロパン－1－オール、1－{［1－クロロ－3－（オクタン－1－イルオキシ）プロパン－2－イル］オキシ｝－3－［(2－ヒドロキシエチル）スルファニル］プロパン－2－オール及び1－［(2－ヒドロキシエチル）スルファニル］－3－（オクタン－1－イルオキシ）プロパン－2－オールの混合物　(2)－4076

公告

認可事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第９９４号
京都市右京区龍安寺五反田町17番地
債務者　森本　道子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０８４号
京都市右京区西京極新田町17番地１　西京極市営住宅１棟202号
債務者　大木　智子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１３７号
京都市山科区大宅中小路町45番地10
債務者　山元　麻弥
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７９８号
堺市東区大美野２番地３　301号
債務者　谷口　克哉
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８２２号
堺市南区宮山台４丁３番22―310号
債務者　上坂　勝巳
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８６６号
堺市北区蔵前町1580番地３　107号
債務者　柿本　明男
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８８１号
大阪府松原市松ケ丘４丁目11番18―103号
債務者　橘　　和彦
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９０２号
大阪府松原市南新町１丁目５番12号、前住所大阪府松原市南新町３丁目11番49号
債務者　吉田加奈江（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
　大阪地方裁判所堺支部破産係